

議案第91号

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合格約を、別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

加西市長 西村 和平

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「北播磨清掃事務組合」を「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(審議資料)

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入、西脇多可行政事務組合との事務統合による北播磨清掃事務組合の解散に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合格約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。